

大会アピール

昨年は、「文字・活字文化振興法」（2005 年制定）の基本理念を活かし、読書活動推進への一層の発展をめざし議決された「国民読書年」（2008 年議決）でした。その「文字・活字文化振興法」第 8 条は、「国及び地方公共団体の、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備」を謳っています。また、「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」（2009 年 3 月、子どもの読書活動サポーターズ会議）にも、学校図書館活性化のための条件整備として「学校司書」が上がっています。

これは、子どもたちに豊かな読書環境をつくり、教職員とともに図書館と連携した授業を生み出していくために、資料が揃った学校図書館とそこで働く学校司書は必要不可欠なものとの認識にたったものです。授業で使うため・楽しみのために必要な資料が揃えられ、常時開館できる専門職としての学校司書が図書館にいてはじめてつくりだせることです。

岡山県の学校司書の配置（2011 年岡山県 SLA 司書部会調査）は、小中学校で 66.1%、高等学校で 81%、特別支援校は、16 校中 2 校という状況で、その大半が非正規職員です。昨今では任期付き職員の採用で、一生の仕事とすることが難しい職種となっています。その上、一人で複数校を勤務していると、勤務時間の関係で子どもたちが利用したいときに開館できないということにもなります。それは、子どもたちの学びの機会を減らし、興味を持って本にふれる時間を奪うことでもあります。

また、正規職員の退職後は非正規職員となることもあり、このまま正規学校司書が減り続ければ、地域での研修のみならず、県学校司書大会の開催さえ危ぶまれます。学校図書館を活性化するために研鑽を積んでいる学校司書の研修機会が減るということは、図書館を利用した教育を行っている教職員への影響も大きくなります。それは学校図書館が本来持つ、教育活動を支える学校図書館としての機能の低下に他なりません。

資料費の問題も残ったままです。1993 年から始まった「学校図書館図書整備 5 カ年計画」も、更新が図られ総額 2,150 億円が投じられましたが、「学校図書館図書標準」達成にはほど遠く、岡山県の平均は、小学校 71.8%、中学校 61.6%といった実態（2010 年度文部科学省）です。

これらのことから、岡山県下の学校図書館の充実・発展を願って下記のことを望みます。

- 1 専任・専門・正規の学校司書の全校配置
- 2 非正規職員の勤務労働条件の整備
- 3 図書整備のための図書費の増額

以上

2011 年 7 月 26 日

岡山県学校司書研修会（岡山大会）参加者一同